

【はんこについて】

- ・令和7年4月1日より申請書に押印は不要となりました。
- ※ 従来通り押印がある場合でも受付は可能です。
- ※ 町内会としての意思決定に基づく申請であることを確認するため、町内会長以外の方からの申請の場合、町内会長への電話確認等により確認させていただく場合があります。

【修正について】

- ・申請書等を修正する場合、二重線により修正してください。
- ・ただし、請求書の首標金額、日付（請求日、納期限、清算日）は修正できません。
- ・ホワイトによる修正は不可です。